

板橋区立志村第三中学校 P T A 会則

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は東京都板橋区立志村第三中学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。
第 2 条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し入会を希望した本校生徒の保護者と教職員とする。

第二章 目 的

- 第 3 条 本会は保護者と教職員の協力により、学校・家庭及び社会における教育の向上をはかり、その親睦と福祉を増進することを目的とする。

第三章 活 動

- 第 4 条 本会の目的を達成するために次の活動を行う。なお、その活動は、会員の保護者からボランティアを募って実施し、会員相互の支えによって成り立つものとする。
1. 教育活動の協力並びに会員相互の教養の向上
 2. 広報紙の発行による P T A 活動への理解と協力
 3. 保健衛生並びに福利厚生
 4. 校外生活・活動への協力
 5. 地域・環境の改善整備
 6. その他本会の目的達成に必要な活動

第四章 役員・会計監査

- 第 5 条 本会に次の役員・会計監査をおく。
1. 会長 1 名（保護者）
 2. 副会長若干名（保護者、副校長）
 3. 会計若干名（保護者、学校 1 名）
 4. 会計監査 3 名（保護者 2 名、学校 1 名）
- 第 6 条 役員・会計監査は役員が会員及び新会員（入学予定保護者）の中より定数だけ選り総会の承認を得て決定する。
- 第 7 条 役員・会計監査の任期は 1 年とし、重任を妨げない。但し補欠により就任した者の任期は残任期間とする。
- 第 8 条 役員・会計監査の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会・役員会及び実行委員会を招集する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
また、総会・委員総会・役員会及び実行委員会の会合を通知し、その議事を記録する。
 3. 副会長・会計の人数は本部役員の話し合いによって、年度ごとに決定する。
 4. 会計は本会の金銭出納に当たる。
 5. 会計監査は本会の金銭出納を監査し、総会に報告する。

第五章 運営ボランティア

- 第 9 条 本会は会の運営及び学校の活動を支援するために、会員によるボランティアを募る。
第 10 条 役員は、随時必要なボランティアを公表し、募集する。

第六章 総 会

- 第 11 条 総会は会長が招集し、年度当初に 1 回・年度末に 1 回開催し更に必要あれば臨時に開催することができる。なお会員の 5 分の 1 以上の要求がある場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。また、総会は対面形式における会議の他、書面、電磁的方法等、事前に役員会が定める方法により、会員に周知の上、議決権の行使ができるものとする。
- 第 12 条 総会は次の事項を行う。
1. 会務報告
 2. 予算・決算の審議・承認
 3. 行事計画の審議・承認
 4. 役員会の審議・承認
 5. その他重要な事項の審議・承認

- 第13条 1. 総会は委任状を含め、会員の過半数（書面または電磁的方法による議決権行使者も含む）の出席によって成立する。
2. 総会の議決は会員の過半数の同意を要する。但し、賛否同数の場合は議長に一任する。

第七章 顧問その他

- 第14条 本会は役員承認を得て顧問を置くことができる。
第15条 校長はすべての会合に出席し協議に参加することができる。
第16条 学校側の役員・会計監査の選出は校長に一任する。

第八章 会計

- 第17条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれに当てる。
第18条 会費は教職員・1生徒年額2,000円とする。
第19条 会費は事情に応じて減免することができる。
第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

第九章 個人情報保護

- 第21条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については学校の個人情報保護の取り扱いに準じ、適正に運用するものとする。

第十章 附則

- 第22条 本会則の改正は総会の議決を要する。
第23条 本会則を実施するに当たり細則を設けることができる。
第24条 本会則は昭和27年2月9日より施行する。

平成11年4月23日一部改正
平成18年5月12日一部改正
平成23年3月8日一部改正
平成27年5月16日一部改正
令和2年3月13日一部改正
令和4年5月12日一部改正
令和5年4月19日一部改正
令和6年3月15日一部改正